

福祉医療費受給者証交付申請に係る同意事項

1 資格・受給要件確認のための課税状況・健康保険情報の調査に関して

- 福祉医療費受給者証交付及び更新要件確認のため、受給者及び扶養義務者の課税状況及び健康保険情報を調査すること（マイナンバーによる情報連携を含む）。
- 高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。

2 高額療養費等の代理受領委任手続及び返還に関して

- 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について市長に委任すること。
- 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けた場合、本市の過払い相当額を本市へ返還すること。
- 保険者に対して、医療の給付及び付加給付金の支給状況並びに健康保険情報を本市が確認すること。

3 申請の却下及び資格停止に関して

- 申請者及び被保険者が宇部市乳幼児医療費助成要綱、宇部市子ども医療費助成要綱若しくは宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱の規定又はこれらの要綱の規定に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

4 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の利用に関して

- 学校等管理下の傷病について、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる場合は、福祉医療費受給者証を使用せず同制度を利用すること。